

大分県臨床細胞学会会則

第1章 名称

第1条 本会は大分県臨床細胞学会と称する

第2章 目的及び事業

第2条 本会は大分県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする

第3条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 総会及び学術集会の開催
- (2) 講習会などの開催
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条 本会の事務局は大分県内の事務担当施設に置く

第3章 会員

第5条 本会は名誉会員、一般会員、当日会員で構成される

- 1 名誉会員とは本会に多大の貢献を為したもので、常務理事会の議決に基づいて推薦されたものをいう
- 2 一般会員とは原則として大分県に在住し、本会の目的及び事業に賛同するもので入会を申し込み、会費を納入するもので、本会からの連絡手段により、メール会員及び郵送会員にわけられる
- 3 当日会員とは名誉会員や一般会員ではないもので、本会の学術集会のみに出席するものをいう

第6条 一般会員、名誉会員は退会するとき、転居したとき、主な職場を変更したときは事務局に通知しなければならない

第7条 一般会員が3年以上引き続いて会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合、あるいは本会の名誉を著しく傷つけた場合は、理事会の議決を経て退会せしめることが出来る

第4章 役員

第8条 本会に下記の役員をおく

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 常務理事 12名（会長と副会長を含む）

- 4 理事 若干名
- 5 事務局長 1名
- 6 会計 1名
- 7 監事 若干名

第9条 役員の選出および任務は次の通りとし、選出手続きに係る事項は別に定める役員選挙規程に拠る

- 1 会長は常務理事会全体の選挙によって、常務理事を務める専門医会員の中から選出され、本会を主宰し、これを代表する
- 2 副会長は常務理事会での選挙によって、常務理事を務める専門医会員の中から1名が、常務理事を務める細胞検査士会員の中から1名が選出され、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する
- 3 常務理事は名誉会員と一般会員による投票によって選出され、会長、副会長の選出を行い、さらに会務に関する重要事項を協議決定し、実行する
- 4 理事は必要に応じて会長が指名し、会務に参加するが重要事項の決定に関与しない
- 5 事務局長は常務理事と理事の中から会長が指名し、理事会ならびに本会の総務を司る
- 6 会計は常務理事と理事の中から会長が指名し、本会の会計を司る
- 7 監事は理事会の承認のもとに会長が指名し、会の会計などを監査する

第10条 役員の任期はいずれも2年とし、原則として再選を妨げないが、被選挙人資格に関する特例を以下の通り定める

- 1 常務理事を連続3期以上務めている細胞検査士は、本人の申告によって直近の常務理事選挙に限り被選挙人資格を停止することができる
- 2 選出年度の3月31日現在60歳以上の細胞検査士は、本人の申告によって常務理事選挙の被選挙人資格を停止することができる

第11条 会長、副会長あるいは常務理事が任期中に県外への異動等により、任務の遂行に支障をきたすことが危惧され、理事会でその補充が必要と認められた場合は、別に定める役員選挙規程に拠る手続きを経て欠員の補充を行う

第12条 任期途中で補充された役員の任期は前任者の任期の残存期間とする

第5章 総会、学術集会ならびに理事会

第13条 本会は総会ならびに学術集会を開催し、学術集会は大分県臨床細胞学会学術集会と呼称する

第14条 会長は必要に応じて常務理事会、理事会、各種委員会を召集することができる

第15条 常務理事会は会長、副会長を含む常務理事から構成され、専ら会長、副会長等の選出をその任とする

第16条 理事会は会長、副会長を含む常務理事と理事から構成され、会務に関する重要事項を協議決定し、実行する

第6章 会計

第17条 本会の経費は会費および寄付金を以って充てる

第18条 本会の会計年度は毎年、4月1日に始まり、3月31日に終わる

第19条 一般会員でメール会員の会費は年4,000円（本会会費2,000円、連合会会費2,000円）、一般会員で郵送会員の会費は年5,000円（本会会費3,000円、連合会会費2,000円）とする

第20条 名誉会員は本会会費を免除する第

21条 当日会員の会費は1,000円とする

第22条 名誉会員と一般会員の弔事あるいは事故・疾病に際し、以下の如く支出する

- 1 会員死亡の場合は遺族に香典10,000円と弔電を贈る
- 2 会員が1ヶ月以上療養した場合、見舞金5,000円を贈る

第23条 常務理事会、理事会や各種委員会へ出席するための交通費の支出は理事会で決定することができる

第7章 表彰

第24条 会員の意識の高揚と資質の向上を図ることを目的として、本会の発展に功績のあったものを表彰する

第25条 表彰は次の各号とする

- (1) 学術業績者
- (2) 功労者
- (3) 永年職務精励者
- (4) 特別表彰

第26条 表彰の基準は次の各項とする

- 1 学術業績者とは臨床細胞学の発展に寄与する顕著な業績を上げたものとする

2 功労者とは次の基準の全てを満たすものとする

(1) 日本臨床細胞学会または本会会員歴が20年以上であること

(2) 満55歳以上であること

(3) 本会役員歴が10年以上であること

3 永年職務精励者とは日本臨床細胞学会または本会に入会后引き続き20年以上の会員で、満60歳以上のものとする

4 特別表彰とは前各項のほか表彰に値するものとする

第27条 表彰は理事会で決定し、定期総会においてこれを行う

第28条 表彰は、表彰状を授与することを原則とするが、理事会の承認により副賞を添えることができる

第8章 会則の変更

第29条 本会則の変更は、理事会の議決を経て総会で決定することを要する

附 則

本会則は昭和60年3月17日から実施する

附 則

昭和61年2月17日 一部改正：追加、補充役員の任期

附 則

本規程は平成13年2月11日から実施する

附 則

本規程は平成23年2月20日から実施する

附 則

本規程は平成26年2月23日から実施する

附 則

本規程は平成29年2月20日から実施する

附 則

本規程は令和2年2月16日（第35回大分県臨床細胞学会総会承認日）から施行し、2021年度（令和3年度）会費徴収から適用する

附 則

本規程は令和4年2月23日（総会承認日）から実施する

附 則

本規程は令和8年2月21日（総会承認日）から実施する

役員選挙規程

第1章 総則

第1条 大分県臨床細胞学会会則第8条に挙げる役員のうち、同第9条第1項から第3項ならびに第11条に係る選挙の手續きについて本規程で定める

第2条 白票ならびに被選挙人資格のないものに対する投票は無効票とする

第3条 選挙管理委員長1名と選挙管理委員数名を会長が指名し、選挙管理委員長ならびに選挙管理委員は以下の選挙における投票事務、開票ならびに総会への報告を行う

第4条 会長選挙ならびに副会長選挙は、新たに選出された常務理事からなる初めての常務理事会において行い、その際の定足数は全常務理事の過半数とする

第2章 会長選挙

第5条 常務理事を務める医師会員を被選挙人とし、出席している常務理事全員が単記無記名で投票を行い、最多得票を得たものを会長とする

第6条 第5条の投票において最多得票を得たものが複数生じた場合は、決戦投票を単記無記名で行い、それでも決しない場合は、選挙管理委員による籤引きによって決定する

第3章 副会長選挙

第7条 常務理事を務める専門医会員のうち会長を除くものを被選挙人とし、常務理事を務める専門医が単記無記名で投票を行い、最多得票を得たものを副会長とする

第8条 常務理事を務める細胞検査士会員を被選挙人とし、常務理事を務める細胞検査士が単記無記名で投票を行い、最多得票を得たものを副会長とする

第9条 第7条ならびに第8条の投票において最多得票を得たものが複数生じた場合は、決戦投票を単記無記名で行い、それでも決しない場合は、選挙管理委員による籤引きによって決定する

第4章 常務理事選挙

第10条 会則第10条各項の一つに該当する場合を除き、本会名誉会員ならびに選挙が行われる年度の会費を完納した県内に勤務する一般会員のうち、選出年度の3月31日現在65歳未満である専門医及び細胞検査士を被選挙人とし、会則第9条第3項で規定される会員が専門医5名と

細胞検査士7名の計12名連記無記名で投票を行い、専門医5名と細胞検査士7名を得票数が多い順にそれぞれ選出する

第11条 第10条の投票において同数得票のために専門医5名あるいは細胞検査士7名を確定できない場合は、当該の同数得票者のみを対象として、選挙管理委員による籤引きによって決定する

第12条 会則第10条各項の定めによって被選挙人資格を停止するには、当該常務理事選挙が実施される前年の12月31日までに選挙管理委員長に申告しなければならない

第5章 補欠選挙

第13条 会長と副会長の補欠選挙は、第2章から第4章の本選挙と同様の手順で単記無記名で行う

第14条 常務理事の補欠選挙はこれを行わず、本選挙にて次点が一人の場合はそのものを、次点が複数名の場合は、その中から常務理事会の決議によって指名されたものを新たな常務理事とする

第6章 規程の変更

第15条 本規程の変更には理事会の議決を必要とする

附 則

本規程は平成13年2月11日から実施する

附 則

本規程は平成21年7月23日から実施する

附 則

本規程は平成22年4月15日から実施する

附 則

本規程は平成26年2月23日から実施する

附 則

本規程は平成29年4月1日から実施する

附 則

本規程は令和4年2月23日（総会承認日）から実施する